

あっせん人列伝

第2回 草野 芳郎 会員(23期)



連載企画第2回は、元裁判官で著書「和解技術論」でも有名な和解のスペシャリスト、草野芳郎会員です。聞き手：紛争解決センター運営委員会委員 小川 亮太郎(66期)

Q1 本センターのあっせん手続の長所を教えてください。

本センターの長所として、非公開で秘密が守られるので利用しやすいこと、あっせん人の人材が揃っていて熱心に紛争解決をしてくれることが挙げられると思います。特に後者については、利用者が事件に応じてあっせん人を選ぶことができることも良い点だと思います。これは、裁判所が機械的に事件を配てんするのとは違うところですね。私自身も申立人側から指名を受けてあっせん人を務めたことがあります。

Q2 担当されたあっせん事件でご記憶に残っている事案はありますか。

12月中旬に申立てのあった事件で、当事者からどうしても年内に期日を入れて欲しいという強い要望があったため、第1回期日を12月27日に開いた事件がありました。この日程はさすがに例外的だと思いますが、裁判手続にはない、あっせん手続の柔軟性を感じました。

この事件では、当事者が第1回期日で支払い金額を合意できなければ不成立にすると表明していたのですが、私は、仮払いを内容とする暫定和解を提案することで双方当事者から期日続行の了解を得ることに成功し、和解成立につなげることができました。効果的な進捗ができた事件として記憶に残っています。

Q3 あっせんの際にこころがけていることはありますか。

あっせん手続においては、相手方が応諾した場合に、期日を開催します。相手方も応諾してくるということは、事件を解決したいという気持ちを持っている

ということです。ですから、どんなに難しいと思える事件でも悲観することなく、和解できると思って取り組むことが大切だと思います。あっせん人に、和解をまとめようという気持ちがあると、手続に迫力が出ます。あっせん人として当事者の中に一緒に入って考え、三者で話し合って和解案を作る、これが私流の考え方です。言わば、「三人寄れば文殊の知恵」です。そのためには、1回の期日で当事者にすべて分かってもらうのではなく、時間を重ねて十分に話をして人間性を知ってもらう必要があります。当事者に共感し、相手の琴線に触れると劇的な和解になります。また、東京は地方と違って弁護士の数が多いですから、当事者だけでなく、双方の代理人同士もお互いを警戒していることがあります。そうした警戒を解くこともあっせん人の役割だと思います。

Q4 草野会員は元裁判官ですが、裁判での和解協議と本センターのあっせん手続で違うところはありますか。

裁判での和解と本センターのあっせん手続とはやはり違います。裁判では、最終的に判決が控えていますから和解がまとまらなくても事件を解決することができますが、センターでは和解がまとまらなければ、その事件は自分の手元を離れてしまいます。言わば一期一会です。そうしたこともあって、相手方が応諾してきた場合には、まとめなければいけないという気持ちをもって取り組んでいます。

草野芳郎会員プロフィール

1971年4月判事補任官。1981年4月判事任官。2002年1月鹿児島地方・家庭裁判所長。2003年3月広島高等裁判所部総括。2006年3月依願退官。2006年4月学習院大学法学部教授。2012年6月弁護士登録。著書に「ロースクール交渉学第2版」(共著、白桃書房)、「和解技術論第2版」(信山社)など。